

平成30年生駒市教育委員会

第9回定例会 議案

平成30年9月25日

生駒市教育委員会

平成30年生駒市教育委員会(第9回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第16号	平成29年度決算報告について	1
議案第22号	生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	2
議案第23号	平成30年生駒市議会第6回(9月)定例会提出議案の意見について	3
議案第24号	生駒市学校歯科医の委嘱について	8

報告第16号

平成29年度決算報告について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別冊のとおり報告する。

平成30年9月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 22 号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 31 年 4 月生駒市教
育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「小学校」を「学校」に、「3 月 20 日」を「3 月 15 日」に改
め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条
第 2 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

平成 30 年生駒市議会第 6 回（9 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 30 年 9 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する
条例の制定について（追加提案）



議案第 68 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第1条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の」を削り、「、同法」を「、地方税法」に、「ものとする」を「ものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の

世帯に属する者（以下「保護者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。別表第2において同じ。）又は規則で定める生計を一にする子（以下「生計を一にする子」という。）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。別表第2において同じ。）が500万円以下であるもの

別表第2備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同表備考第7項中「地方税法第292条第1項第2号の」を削り、「、同法」を「、地方税法」に、「ものとする」を「ものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項の次に次の1項を加える。

7 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割を計算する場合には、保護者等が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該

保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

（生駒市立保育所条例の一部改正）

第2条 生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同表備考第6項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の」を削り、「、同法」を「、地方税法」に、「ものとする」を「ものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

6 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割（地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。以下同じ。)を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を同項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなして、同法第 295 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)並びに第 314 条の 2 第 1 項(第 8 号に係る部分に限る。)及び第 3 項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族(地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族をいう。)又は規則で定める生計を一にする子(次号において「生計を一にする子」という。)を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。)が 500 万円以下であるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び第 2 条の規定による改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成 30 年 9 月分の保育料から適用し、同年 8 月分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 2 4 号

生駒市学校歯科医の委嘱について

生駒市学校歯科医に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 2 5 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

記

委嘱：平成 3 0 年 1 0 月 1 日付（任期：平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで）

職 名	推 薦 団 体	氏 名	学 校 名
学校歯科医	生駒市医師会	神田 哲聡	生駒南中学校

